



Title	自治体と宗教施設の災害時協力 : 令和6年度全国基礎自治体調査
Author(s)	稲場, 圭信; 川端, 亮
Citation	宗教と社会貢献. 2025, 15(1), p. 1-22
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/100624">https://doi.org/10.18910/100624</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

自治体と宗教施設の災害時協力  
—令和6年度全国基礎自治体調査—

稲場圭信\*・川端亮†

Collaboration between Municipalities and Religious Facilities  
in Disaster Response:  
A Survey of Basic Municipalities in Japan (2024)

INABA Keishin, KAWABATA Akira

論文要旨

本研究は、避難所不足への対応策に資するため、全国1,741自治体を対象に、宗教施設との災害時協力に関する調査を実施した。調査票を令和6年8月から10月に送付し、1,143自治体から回答を得た。その結果、協力関係にある自治体は5年前の329から418に増え、27.1%の増加になり、宗教施設数は2,065から2,999に増え、45.2%の増加であった。本調査は全国の基礎自治体のおよそ3分の2が回答しており、全国で災害時に利用される宗教施設数は約4,500と推定され、自治体と宗教施設の災害時協力が進展していることが示唆された。

キーワード 自治体、宗教施設、指定避難所、指定緊急避難場所、災害時協定

This study aims to investigate the cooperation between local governments and religious facilities in disaster response to address the shortage of evacuation shelters. A survey questionnaire was sent to 1,741 municipalities across Japan from August to October 2024, and responses were received from 1,143 municipalities. The results revealed that the number of municipalities cooperating with religious facilities increased from 329 to 418 over the past five years, representing a 27.1% increase, and the number of religious facilities involved grew from 2,065 to 2,999, indicating a 45.2% increase. Given that approximately two-thirds of all basic local governments nationwide responded to this survey, it is estimated that about 4,500 religious facilities are utilized in disasters across Japan. These findings suggest a significant advancement in disaster cooperation between local governments and religious facilities.

Keywords: municipalities, religious facilities, designated evacuation shelter, designated emergency evacuation site, disaster response agreement

\* 大阪大学大学院人間科学研究科・教授

† 大阪大学大学院人間科学研究科・教授

## 1. 問題の所在

近年、自然災害が頻発する状況に宗教者、宗教団体、宗教施設が対応している。東日本大震災の際に、宗教団体は迅速に現地へ先遣隊を送り、支援活動を行った。被災地では 100 以上の寺社等宗教施設が避難所となった。平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨災害）では、被災地の社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの運営を宗教団体がサポートしたり、寺社等宗教施設の敷地内に社会福祉協議会の災害ボランティアセンターが設置されたり、宗教者と行政および社会福祉協議会が仮設住宅の運営や炊き出しなどで協働することもあった。

宗教には社会の苦難に寄り添い、善き方向に変えていくという働きがある。内容は、災害時救援活動、発展途上国支援活動、平和運動、環境への取り組み、地域での奉仕活動、医療・福祉活動、教育・文化振興など非常に多岐にわたる。近年、とりわけ宗教施設における防災の取り組みは広がりを見せている。

日本は地震や台風などによる大規模自然災害が多発する国であり、かつ地域に宗教施設が多数存在する国でもある。宗教施設の多くは地域コミュニティの一部として存在し、地域連帯の繋ぎ目の役割を果たしているため、災害時の避難所としての活用も考えられる。

「国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資する」ことを目的とする「災害対策基本法」<sup>(1)</sup>は、昭和 34 年の伊勢湾台風を契機として昭和 36 年に制定された。ボランティアに関しては第五条の三に、「国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない」と規定されている。この規定には「宗教」という言葉はないが、宗教者の災害ボランティアも含まれよう。市民の自主性の尊重に関しては、地域での取り組みも重要である。同法、第二条の二第二号には、住民、自主防災組織、および、地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進することが定められている。

2014 年に内閣府が公表した地区防災計画ガイドラインには、地区住民、活動主体、活動体制、地域コミュニティの重要要素、協力体制のどの項目に

も宗教施設や宗教者に関する記述は無い。しかし、その後、各地で制定された地区防災計画には、寺院や神社などが記載されている。例えば、岡崎市中之郷町地区防災計画（平成 27 年作成）<sup>(2)</sup>、世田谷区上町地区防災計画（平成 29 年作成、令和 3 年修正）<sup>(3)</sup>、足立区「地区防災計画策定の手引き」（令和元年）<sup>(4)</sup>などに寺社の避難所としての活用が言及されている。

江戸時代には、災害時に幕府や領主による御救米、民間による合力米があった。被災者の救助のために幕府が建てた御救小屋もあった。そして、各地域には、台風が来たら、地震が発生したら近くの神社や寺院に避難するという地域の智慧があった。このような「避難所」が、日本の法律において最初に登場したのは、昭和 22 年に制定された「災害救助法」<sup>(5)</sup>である。第四条に、救助の種類として「避難所及び応急仮設住宅の供与」が定められている。そして、「災害対策基本法」では、2013（平成 25 年）年の改正において、東日本大震災から得られた教訓を生かすために、「指定緊急避難場所」（第四十九条の四）および、「指定避難所」（第四十九条の七）が規定された。「公助」以外の「自助・共助」の重要性も強調されるようになった。

2020 年、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みのさなか、9 月上旬に台風 10 号が近づいた九州・山口の 8 県では、開設された避難所計 5132 カ所のうち 383 カ所で収容人数を超える避難者が集まった<sup>(6)</sup>。避難所不足が明らかになった。この時にもすでに宗教施設は避難所や避難場所になっていた。2022 年 4 月 15 日、文部科学委員会において末松文部科学大臣（当時）は次のように答弁している<sup>(7)</sup>。

「地方公共団体の中には、宗教団体と災害協定を締結するなどして、宗教施設を指定避難所として活用しているところもあると承知をいたしております。宗教団体が地方公共団体と連携しましてこうした社会貢献活動を行うことは、大変意義のあることと考えております。」

「一定の条件を満たす団体一般への利益の付与であって、その中に宗教団体が含まれる場合には、同条（日本国憲法第二十条一項）の禁止する宗教団体への特権の付与に当たらないと解されると理解をいたしております。このため、宗教団体につきましては、防災施策の一環として指定避難所となっているなど、一定の条件を満たす施設への支援を

行う中に宗教施設を含まれる形であれば、国が支援を行うことは可能であると考えております。」

「文部科学省としては、関係省庁と連携しながら、防災分野における宗教団体と地方自治体との連携促進に向けて協力いたしてまいりたいと思います。」

現状、既存の指定避難所では、広域災害時の避難者を十分に受け入れられない状況が日本各地で散見されている。収容力不足問題の深刻さが露見しつつある中で、東日本大震災以後、大規模広域災害時に地域における宗教施設が果たした役割が再認識されている。2022年5月18日には、東京の増上寺にて公益財団法人日本宗教連盟「第六回宗教法人の公益性に関するセミナー」「防災・減災、災害時の地域協力 社寺教会施設の活用を考える」が開催され、ビデオメッセージで二之湯智防災担当大臣（当時）と小池百合子東京都知事が、宗教施設を災害時活用することと行政が連携することの重要性を述べている<sup>(8)</sup>。

東京都は、2017年には都内の寺社など宗教施設を災害時対応に活用すべく、「東京都及び東京都宗教連盟の防災対策連絡会」を設置し、継続して帰宅困難者対策を進めている<sup>(9)</sup>。そして、東京都各区市町村の宗教施設を対象にした調査や分析もある[稲場・河野 2019; 沈・稲場 2021]。都心部に近いほど宗教施設の災害対応力が上がるのが分かっている。

このような宗教施設の減災への取り組み、とくに災害時受入体制の構築に、多くの研究者の関心も集まっている。GISによる立地分析、行政担当者・宗教施設管理者・地域住民を中心としたインタビュー調査、アンケート調査を用いて、寺社等宗教施設が地域住民の災害時の避難場所として有効である可能性を示している研究がある[佐々木・中村・勝又 2012; 茂木・糸井川・梅本 2012; 佐々木・勝又 2015; 後藤・石野・玉井・竹澤 2015; 佐々木・斎藤・勝又 2018; 白木・徳久・北沢 2020; 山本・武田 2021]。避難者の宗教施設への避難行動に影響を与える要因も検討されてきた[安藤 2016a; 安藤 2016b]。

令和6年能登半島地震では、地震直後には津波警報が発令されて高台にある寺社教会等の宗教施設に避難した人もいる。筆者らの調査では、石川県

内では46の神社と40の寺院、計86カ所が緊急避難場所、避難所、津波避難場所として指定されていた[稲場・川端2020]。そして、能登半島地震では35ほどの宗教施設が避難場所・避難所になり、1,000人ほどが避難した[稲場・王2024]。今回の能登半島地震は年末年始の帰省期間中に発生したことから、住民以外の避難者も多く、避難所不足の問題も指摘された<sup>(10)</sup>。

一方で、全国の指定避難所約7万9千カ所の約3割が風水害による浸水想定区域に立地している実態が、2022年1月、内閣府の発表により明らかになった[内閣府2022]。残念なことに、能登半島地震の被災地、輪島市、珠洲市、能登町に建設された仮設住宅が2024年9月20日から21日にかけての豪雨で浸水の被害を受けている。輪島市、珠洲市では222戸が床上浸水したという<sup>(11)</sup>。国は、やむを得ず浸水区域内に避難所を指定している自治体に対して安全確認等の対策の徹底を求めたが、浸水区域外に新たな避難所を確保することが急務である。

そして、そのような災害対応における施設の活用では宗教施設も含まれる。地域住民の声をもとに、自治体が寺社等に協力要請、緊急避難場所や避難所に指定しているところもある。たとえば以下のような声である<sup>(12)</sup>。

「足腰が弱っているので、災害時に遠くの避難所、小学校まで逃げるのは無理。近くにある神社の境内に避難する。」「低い土地、川の近くを歩いて小学校まで逃げるのは怖い。高台にあるお寺に逃げる。」「昔から地震の時には広い境内のある神社に避難している。」

このような状況下で、自治体が寺教会などの宗教施設と災害時協定を結ぶという動きが加速化している。筆者らの調べでは、コロナ禍から2024年までに自治体と宗教施設が締結した主な災害時協力協定は以下の通りである。

- ・2020年7月 長野市と市内7寺院
- ・2020年8月 高知市と市内北部地域にある寺社
- ・2020年8月 愛知県瀬戸市と市内14寺院
- ・2020年9月 長崎県佐世保市と佐世保仏教連合会
- ・2021年3月 愛知県岡崎市と岡崎市仏教会
- ・2021年11月 島根県と島根県仏教会

- ・2021年12月 島根県安来市と安来市仏教会
- ・2022年1月 京都市上京区と4寺院2神社
- ・2022年6月 横浜市と横浜市仏教会
- ・2023年6月 愛知県小牧市と小牧市仏教会
- ・2023年10月 京都府亀岡市と亀岡市仏教会
- ・2024年2月 東京都葛飾区と東京都神社庁葛飾支部
- ・2024年12月 横浜市瀬谷区と瀬谷区仏教会
- ・2025年1月 横浜市保土ヶ谷区と保土ヶ谷・旭区仏教会

## 2. 調査の目的と概要

頻発する自然災害に避難所が不足する状況下で、コロナ禍から自治体が  
寺社教会などの宗教施設と災害時協定を締結する動きが加速化している。  
そのような背景を踏まえて、本研究は、全国の自治体と宗教施設・団体の災  
害時協力の実態に関する情報収集を行い、避難所不足への対応策及び減災・  
見守りシステムの構築に寄与することを目的としている。自治体と宗教施設  
との災害時協力に関する調査は、2020年に実施している（以降、R1調査  
と呼ぶ）。この時も全国の自治体1,741すべてに対して、2019年11月の状況  
について回答を依頼し、12月から2020年2月まで回収を行った。委託した  
調査会社、調査方法は下に示す2024年調査と同じである。有効回答数は  
1,123、回答率は64.5%であった [稲場・川端 2020]。本調査はそれ以来およ  
そ5年ぶりの調査であり、本取り組みの進捗を明らかにするものである。

調査の概要は以下の通りである。調査実施は調査会社に委託した。

調査対象 全国の自治体（市区町村）1,741 全数調査

調査時期 2024年8月～10月

調査方法 電話、ファックス、メール、郵送などで実施。

有効回答数 1,143（回答率65.7%）

### 3. 調査結果

#### 3.1 災害対策基本法に基づく施設

今回の避難所に関する問いは、「指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所、ペット同行避難所、その他の避難所の各施設数、また、そのうち宗教施設の数をお教えてください。」である。この質問文に続けて、「避難所が避難場所を兼ねる、あるいは、避難所が福祉避難所やペット同行避難所を兼ねる、ような施設もあると思います。1つの施設が複数の避難所カテゴリにある場合はそれぞれ数に含めてください。」という注釈を加えた。そして、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所、ペット同行避難所、その他の避難所（自主避難所など）の5カテゴリに分けて、全施設の数と宗教施設の数それぞれ尋ねた。それをまとめた結果が表1である。

表1 避難場所等の数

	全施設	宗教施設
指定緊急避難場所	71,363	861
指定避難所	52,579	385
福祉避難所	15,939	8
ペット同行避難所	20,484	63
その他の避難所(自主避難所等)	14,597	573
合 計	174,962	1,890

まず、国が発表している指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の数を見てみると、令和4年4月1日現在の指定緊急避難場所は117,013箇所[総務省消防庁2023]、令和4年12月1日現在の指定避難所は82,184箇所、福祉避難所は26,116箇所（指定福祉避難所は9,398箇所）[内閣府防災情報2024]であり、ペット同行避難所と自主避難所等の全国の合計数は見当たらなかった。今回の調査では、指定緊急避難場所が71,363箇所、指定避難所が52,579箇所、福祉避難所が15,939箇所、ペット同行避難所が20,484箇所、その他の避難所（自主避難所等）が14,597箇所であった。指定緊急避

難場所、指定避難所、福祉避難所の今回の調査での回答数が全国の数に占める割合は、61.0%、64.0%、61.0%であり、調査の回答率 65.7%と比べると、指定避難所ではほぼ同じ割合であり、指定緊急避難場所と福祉避難所の割合もそれほど異ならないと言えるだろう。今回の調査の結果が全国のおよそ 6 割の回答を示しているのであれば、ペット同行避難所は全国でおよそ 34,000 箇所、その他の避難所は 24,000 箇所程度と推測できるだろう。

次に宗教施設の数を見てみよう。指定緊急避難場所が 861 箇所、指定避難所が 385 箇所、福祉避難所が 8 箇所、ペット同行避難所が 63 箇所、その他の避難所（自主避難所等）が 573 箇所の合計 1,890 箇所であった。福祉避難所とペット避難所が多くないことが特徴である。福祉避難所の施設について自治体は「バリアフリー」「支援者をより確保しやすい施設」を主眼において、一般の避難所となっている施設（小・中学校、公民館等）、老人福祉施設（老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人福祉センター等）、障害者支援施設等の施設（公共・民間）、児童福祉施設（保育所等）、保健センター、特別支援学校を中心に選定している[内閣府 2021]。そのため、現状では宗教施設は少なくなっていると考えられる。しかし、宗教施設も高齢者対象にバリアフリーなどになってきており、今後、自治体が福祉避難所として宗教施設に協力を要請することは増えていくと考えられる。

それぞれの宗教施設が自治体と協定を締結している、あるいは協定無しで協力関係があるものを分けて示したのが、表 2 である。

表 2 各種避難所別の宗教施設の災害時協定と協力関係

各種避難所	宗教施設の数		合計
	協定締結	協力関係	
指定緊急避難場所	184	677	861
指定避難所	79	306	385
福祉避難所	4	4	8
ペット同行避難所	23	40	63
その他避難所(自主避難所等)	227	346	573
合計	517	1,373	1,890

何らかの協定締結が延べ 517、協力関係が延べ 1,373、合計延べ 1,890 の宗教施設であった<sup>(13)</sup>。協力関係で指定緊急避難場所になっている宗教施設が 677 と多い。自主避難所などのその他の避難所として宗教施設が利用されるケースも多く、協定締結で 227 宗教施設、協力関係で 346 施設の回答があった。

### 3.2 各種避難所となっている宗教施設

R1 調査では、「貴所で指定している収容避難所と一時避難場所のうち、宗教施設の数をお教えてください。（「避難（場）所」の分類および呼称の違いについては問いません。）」と尋ね、収容避難所の中で宗教施設の数と一時避難場所の中で宗教施設の数をそれぞれ分けて回答を求めた。その結果、表 3 を得ている。

表 3 R1 調査の協定締結、協力関係、避難所指定の宗教施設数

		協定締結	協力関係	計
指定避難所	収容	192	307	499
	一時	469	1097	1566
指定避難所	合計	661	1404	2065
自治体数	(合計)	(121)	(121)	(329)

(稲場・川端 2020、18 ページ表 1 より転載)

R1 調査では宗教施設の数は 2,065 という回答であり、R6 調査ではそれに対応する数字は 1,890 である。単純に差し引きすると、175 の減少と言うことになる。第 1 節で見たように、自治体が寺社教会などの宗教施設と災害時協定を結ぶという動きは加速化している。数が減少するということは考えられない。そこで、各自治体の回答を精査した。

R1 調査では 2,065 の宗教施設が各種避難所となっていた。R1 調査で回答が無く、今回の R6 調査に回答した自治体の各種避難所のうち宗教施設は 934 あった。R1 調査では 2,065 の宗教施設が各種避難所となっていたので、その数に増加分 934 を加えた 2,999 を R6 の推定値とすると 5 年間で 45.2% 増加したことになる。本調査では、全国の自治体のうち約 3 分の 2 の自治

体が回答しているため、全国の各種避難所となっている宗教施設は約 4,500 と推定される。これらをまとめたものが表 4 である。災救マップ<sup>(14)</sup>に登録されている各種避難所となっている宗教施設は 4,551 あり、R1 調査と R6 調査を基にした全国推定値とほぼ一致するため、全国で自治体との何らかの協力関係のもとに災害時に避難場所や避難所等として利用される宗教施設の数約 4,500 であると言える。

表 4 各種避難所となっている宗教施設数

	宗教施設の数
R1(前回調査)	2,065
今回増加分	934
R6推定値	2,999
全国推定値	4,500

### 3.3 自治体と宗教施設の災害協定と協力関係

まず、表 3 の最下段の数値を見ると、R1 調査で宗教施設と各種避難所指定やその他の災害時協力などの協定を締結している自治体が 121、協力関係にある自治体が 208、合計で 329 の自治体が宗教施設と何らかの災害時協力を関係にあつた（表 5 の最上段に数値を再掲）。

表 5 宗教施設との災害時協定と協力関係がある自治体数

	協定締結	協定なし 協力あり	合計(自治体数)
R1(前回調査)	121	208	329
R6(今回調査)	129	183	312
R1回答ありR6回答なし	42	64	106
R6推定値 (今回調査+R1ありR6なし)	171	247	418

今回の調査で回答があつた 1,143 の自治体の内、宗教施設と各種避難所指定やその他の災害時協力などの協定を締結している自治体が 129、協定なしで協力関係にある自治体が 183、合計で 312 の自治体が宗教施設と何らかの

災害時協力をする関係にある。

R1 調査で回答があり、今回の R6 調査には回答がなかった自治体のなかで、宗教施設と協定を締結していた自治体が 42、協力関係にあった自治体が 64、合計で 106 の自治体であった。この 5 年の間に協定等がなくなるケースは考えにくいので、現時点でわかる範囲での推定として、宗教施設と協定を締結している自治体が 171 (41.3%増加)、協力関係にある自治体が 247 (18.8%増加) となり、合計で 418 の自治体が宗教施設と何らかの災害時協力関係があり、そのような自治体数は 5 年間で 329 から 418 に増えている (27.1%増加)。

### 3.4 都道府県ごとの宗教施設との連携状況

自治体が指定緊急避難場所や指定避難所等に宗教施設を指定している自治体の数を都道府県ごとに集計したのが次頁の表 6 である<sup>(15)</sup>。

宗教施設との協定等の数が比較的多い指定緊急避難場所を見ると、最も自治体数が多いのは、北海道の 22 であるが、北海道は回答のあった自治体数自体が 132 と多く、パーセントで見ると 16.7%となる。20%よりも大きい自治体は多くはない。和歌山県の 55.0%、三重県の 46.7%、岩手県の 43.5%という突出して高い値があるが、和歌山県の 11 が最大で、三重県の自治体数は 7、岩手県の自治体数は 10 と自治体数では多くはない。そのほかでは新潟県 (31.6%)、京都府 (26.7%)、静岡県 (25.9%)、宮城県 (25.0%)、山口県 (23.1%)、広島県 (21.1%)、兵庫県 (20.7%) が 20%を超える<sup>(16)</sup>。

表 6 都道府県ごとの宗教施設との連携状況

都道府県	全 体	指 定 緊 急 避 難 場 所	指 定 避 難 所	福 祉 避 難 所	ベ ット 同 行 避 難 所	そ の 他 の 避 難 所
全 体	1143	156	81	5	15	97
	100.0	13.6	7.1	0.4	1.3	8.5
北海道	132	22	14	2	3	11
	100.0	16.7	10.6	1.5	2.3	8.3
青森県	31	5	4	-	-	-
	100.0	16.1	12.9	-	-	-
岩手県	23	10	4	-	1	2
	100.0	43.5	17.4	-	4.3	8.7
宮城県	28	7	3	-	1	2
	100.0	25.0	10.7	-	3.6	7.1
秋田県	14	2	1	-	-	1
	100.0	14.3	7.1	-	-	7.1
山形県	23	1	-	-	-	-
	100.0	4.3	-	-	-	-
福島県	42	3	2	-	-	2
	100.0	7.1	4.8	-	-	4.8
茨城県	33	3	-	1	-	-
	100.0	9.1	-	3.0	-	-
栃木県	17	1	-	-	-	1
	100.0	5.9	-	-	-	5.9
群馬県	13	1	1	-	1	1
	100.0	7.7	7.7	-	7.7	7.7
埼玉県	42	-	-	-	-	3
	100.0	-	-	-	-	7.1
千葉県	33	6	-	-	-	3
	100.0	18.2	-	-	-	9.1
東京都	39	2	1	-	-	10
	100.0	5.1	2.6	-	-	25.6
神奈川県	21	1	1	-	-	7
	100.0	4.8	4.8	-	-	33.3
新潟県	19	6	1	-	-	-
	100.0	31.6	5.3	-	-	-
富山県	12	-	-	-	-	-
	100.0	-	-	-	-	-
石川県	10	1	-	-	-	-
	100.0	10.0	-	-	-	-
福井県	9	-	-	-	-	1
	100.0	-	-	-	-	11.1
山梨県	20	2	1	-	-	2
	100.0	10.0	5.0	-	-	10.0
長野県	51	6	4	-	-	1
	100.0	11.8	7.8	-	-	2.0
岐阜県	24	3	-	-	-	1
	100.0	12.5	-	-	-	4.2
静岡県	27	7	1	-	1	1
	100.0	25.9	3.7	-	3.7	3.7
愛知県	34	4	2	-	-	5
	100.0	11.8	5.9	-	-	14.7

上段は度数、下段は%

都道府県	全 体	指 定 緊 急 避 難 場 所	指 定 避 難 所	福 祉 避 難 所	ベ ット 同 行 避 難 所	そ の 他 の 避 難 所
三重県	15	7	2	-	1	-
	100.0	46.7	13.3	-	6.7	-
滋賀県	10	-	1	-	-	1
	100.0	-	10.0	-	-	10.0
京都府	15	4	1	-	2	5
	100.0	26.7	6.7	-	13.3	33.3
大阪府	34	4	1	1	-	4
	100.0	11.8	2.9	2.9	-	11.8
兵庫県	29	6	1	-	1	6
	100.0	20.7	3.4	-	3.4	20.7
奈良県	14	1	1	-	-	2
	100.0	7.1	7.1	-	-	14.3
和歌山県	20	11	9	-	2	-
	100.0	55.0	45.0	-	10.0	-
鳥取県	16	2	-	-	-	1
	100.0	12.5	-	-	-	6.3
島根県	12	2	2	-	-	3
	100.0	16.7	16.7	-	-	25
岡山県	18	3	2	-	-	3
	100.0	16.7	11.1	-	-	16.7
広島県	19	4	3	1	1	1
	100.0	21.1	15.8	5.3	5.3	5.3
山口県	13	3	3	-	1	1
	100.0	23.1	23.1	-	7.7	7.7
徳島県	17	2	1	-	-	2
	100.0	11.8	5.9	-	-	11.8
香川県	9	1	1	-	-	1
	100.0	11.1	11.1	-	-	11.1
愛媛県	16	2	-	-	-	1
	100.0	12.5	-	-	-	6.3
高知県	23	3	2	-	-	1
	100.0	13	8.7	-	-	4.3
福岡県	37	2	3	-	-	2
	100.0	5.4	8.1	-	-	5.4
佐賀県	15	1	-	-	-	-
	100.0	6.7	-	-	-	-
長崎県	14	1	3	-	-	5
	100.0	7.1	21.4	-	-	35.7
熊本県	29	-	2	-	-	2
	100.0	-	6.9	-	-	6.9
大分県	12	1	-	-	-	-
	100.0	8.3	-	-	-	-
宮崎県	12	1	1	-	-	-
	100.0	8.3	8.3	-	-	-
鹿児島県	28	2	1	-	-	2
	100.0	7.1	3.6	-	-	7.1
沖縄県	19	-	1	-	-	-
	100.0	-	5.3	-	-	-

### 3.5 協定や協力関係

自治体が宗教施設と協定を結んでいるか、あるいは協定は結んでいないが協力関係にあるか、協定を検討中であるか、協定を結んでいないし、協力関係もなく、検討もしていないかを都道府県ごとに集計したのが表 7 である。3.3 節で示したとおり、協定を結んでいると答えた自治体は 129、協定は結んでいないが協力関係にあると答えた自治体は 183 である。そのほか表 5 に示さなかった協定を検討中である自治体は 44、協定を結んでいないし、協力関係もなく、検討もしていない自治体は 787 で 7 割近くの自治体が協定も協力関係もなく、検討もされていないことがわかる。

表 7 都道府県ごとの宗教施設と協定の締結状況

都道府県	全 体	結 ん で い る	が協 定力 関係 に あ る い な い	協 定 を 検 討 中 で あ る	も し て い な い し、 検 討 協 力 関 係 に あ ら な い	結 ん で い な い し、 検 討 協 力 関 係 に あ ら な い
全 体	1143 100.0	129 11.3	183 16.0	44 3.8	787 68.9	
北海道	132 100.0	21 15.9	20 15.2	9 6.8	82 62.1	
青森県	31 100.0	1 3.2	7 22.6	-	23 74.2	
岩手県	23 100.0	6 26.1	6 26.1	-	11 47.8	
宮城県	28 100.0	3 10.7	7 25	1 3.6	17 60.7	
秋田県	14 100.0	2 14.3	1 7.1	-	11 78.6	
山形県	23 100.0	-	1 4.3	1 4.3	21 91.3	
福島県	42 100.0	3 7.1	4 9.5	1 2.4	34 81.0	
茨城県	33 100.0	4 12.1	2 6.1	1 3	26 78.8	
栃木県	17 100.0	1 5.9	1 5.9	-	15 88.2	
群馬県	13 100.0	1 7.7	2 15.4	1 7.7	9 69.2	
埼玉県	42 100.0	2 4.8	5 11.9	1 2.4	34 81.0	
千葉県	33 100.0	3 9.1	7 21.2	2 6.1	21 63.6	
東京都	39 100.0	14 35.9	2 5.1	2 5.1	21 53.8	

上段は度数、下段は%

都道府県	全 体	結 ん で い る	が協 定力 関係 に あ る い な い	協 定 を 検 討 中 で あ る	も し て い な い し、 検 討 協 力 関 係 に あ ら な い	結 ん で い な い し、 検 討 協 力 関 係 に あ ら な い
神奈川	21 100.0	7 33.3	3 14.3	1 4.8	10 47.6	
新潟	19 100.0	-	6 31.6	-	13 68.4	
富山	12 100.0	-	1 8.3	-	11 91.7	
石川	10 100.0	-	1 10.0	-	9 90.0	
福井	9 100.0	-	1 11.1	-	8 88.9	
山梨	20 100.0	2 10.0	3 15.0	-	15 75.0	
長野	51 100.0	1 2.0	7 13.7	4 7.8	39 76.5	
岐阜	24 100.0	3 12.5	2 8.3	-	19 79.2	
静岡	27 100.0	4 14.8	6 22.2	1 3.7	16 59.3	
愛知	34 100.0	6 17.6	6 17.6	2 5.9	20 58.8	
三重	15 100.0	2 13.3	6 40	2 13.3	5 33.3	
滋賀	10 100.0	1 10.0	1 10.0	-	8 80.0	
京都府	15 100.0	2 13.3	7 46.7	-	6 40.0	
大阪府	34 100.0	8 23.5	1 2.9	1 2.9	24 70.6	

表 7 都道府県ごとの宗教施設と協定の締結状況（続き）

都道府県	全 体	結 ん で い る	関 係 に あ る 協 定 は 結 ん で い な い が 協 力	協 定 を 検 討 中 で あ る	も な く 、 検 討 も し て 協 力 関 係
兵庫県	29 100.0	4 13.8	5 17.2	- -	20 69.0
奈良県	14 100.0	1 7.1	2 14.3	2 14.3	9 64.3
和歌山県	20 100.0	2 10.0	12 60.0	1 5.0	5 25.0
鳥取県	16 100.0	- -	3 18.8	- -	13 81.3
島根県	12 100.0	1 8.3	4 33.3	- -	7 58.3
岡山県	18 100.0	2 11.1	4 22.2	2 11.1	10 55.6
広島県	19 100.0	3 15.8	5 26.3	1 5.3	10 52.6
山口県	13 100.0	1 7.7	4 30.8	1 7.7	7 53.8
徳島県	17 100.0	2 11.8	3 17.6	- -	12 70.6
香川県	9 100.0	2 22.2	1 11.1	- -	6 66.7
愛媛県	16 100.0	1 6.3	2 12.5	- -	13 81.3
高知県	23 100.0	2 8.7	4 17.4	2 8.7	15 65.2
福岡県	37 100.0	3 8.1	3 8.1	- -	31 83.8
佐賀県	15 100.0	- -	1 6.7	1 6.7	13 86.7
長崎県	14 100.0	3 21.4	5 35.7	- -	6 42.9
熊本県	29 100.0	2 6.9	2 6.9	2 6.9	23 79.3
大分県	12 100.0	1 8.3	1 8.3	1 8.3	9 75
宮崎県	12 100	- -	2 16.7	- -	10 83.3
鹿児島県	28 100.0	1 3.6	3 10.7	1 3.6	23 82.1
沖縄県	19 100.0	1 5.3	1 5.3	- -	17 89.5

東京都と神奈川県では、表 6 に示したとおり、宗教施設を指定緊急避難所や避難所に指定している自治体は多くはないが、宗教施設と協定を結んでいる割合は高く、東京都で 35.9%、神奈川県で 33.3%である。

表 7 と同じく宗教施設と協定を結んでいるか（表 8 では「協定を結んでいる」）、あるいは協定は結んでいないが協力関係にあるか（表 8 では「協力関係にある」）、協定を検討中であるか（表 8 では「協定を検討中」）、協定を結んでいないし、協力関係もなく、検討もしていないか（表 8 では「検討もしていない」）を自治体の人口規模別に集計したのが表 8 である。人口規模を政令指定都市規模の 50 万人超、中核都市規模の 20 万人から 30 万人の規模などと都市規模の観点から 6 分割したので、それぞれの人口規模に含まれる自治体数にかなりの差があることに注意しなければならないが、政令指定都市規模の自治体では協定を結んでいるが 45.2%と多く、中核都市規模でも 27.3%、10 万人から 20 万に規模でおよそ 20%であり、10 万人未満の人口の自治体とは協定を結んでいる割合に差がみられる。逆に言えば、協定を検討していないと答える自治体は 10 万人未満の自治体ではおよそ 7 割であるが、10 万人を超える規模の自治体では未検討の自治体の割合はかなり低くなる。

宗教施設との災害時協定を結んでいる自治体は、人口の多い都市部の自治体に多い傾向にあることがわかる。

表 8 自治体の人口規模と宗教施設との協定の締結状況

上段：度数 下段：行%	協定の有無				合計
	協定を結んでいる	協力関係にある	協定を検討中	検討もしていない	
50万人超 (政令指定都市規模)	14 45.2%	8 25.8%	2 6.5%	7 22.6%	31 100.0%
20～50万人未満 (中核都市規模)	18 27.3%	11 16.7%	5 7.6%	32 48.5%	66 100.0%
10～20万人未満	20 19.6%	18 17.6%	2 2.0%	62 60.8%	102 100.0%
5～10万人未満	19 12.2%	17 10.9%	6 3.8%	114 73.1%	156 100.0%
1～5万人未満	40 8.9%	67 15.0%	16 3.6%	325 72.5%	448 100.0%
1万人未満	18 5.3%	62 18.2%	13 3.8%	247 72.6%	340 100.0%
合計	129 11.3%	183 16.0%	44 3.8%	787 68.9%	1143 100.0%

### 3.6 協定や協力の内容

表9 都道府県ごとの宗教施設と協定や協力関係の内容（複数回答）

都道府県	全体	指定緊急避難場所	指定避難所	遗体安置	その他	無回答
全体	1685	773 45.9	786 46.6	109 6.5	145 8.6	65 3.9
北海道	218	157 72.0	47 21.6	-	21 9.6	-
青森県	16	8 50.0	5 31.3	5 31.3	1 6.3	2 12.5
岩手県	76	56 73.7	39 51.3	-	-	3 3.9
宮城県	43	18 41.9	27 62.8	1 2.3	-	1 2.3
秋田県	10	6 60.0	5 50.0	-	-	-
山形県	3	-	3 100.0	-	-	-
福島県	23	9 39.1	8 34.8	6 26.1	1 4.3	-
茨城県	15	5 33.3	10 66.7	-	2 13.3	-
栃木県	8	7 87.5	1 12.5	-	-	-
群馬県	65	1 1.5	-	64 98.5	64 98.5	-
埼玉県	27	1 3.7	3 11.1	18 66.7	5 18.5	-
千葉県	102	1 1.0	98 96.1	1 1.0	-	2 2.0
東京都	44	8 18.2	19 43.2	1 2.3	17 38.6	-
神奈川県	65	21 32.3	32 49.2	-	13 20.0	-
新潟県	32	1 3.1	31 96.9	-	-	-
富山県	3	-	-	-	3 100.0	-
石川県	0	-	-	-	-	-
福井県	27	27 100.0	-	-	-	-
山梨県	12	5 41.7	7 58.3	-	-	-
長野県	28	13 46.4	10 35.7	2 7.1	-	4 14.3
岐阜県	21	4 19.0	1 4.8	-	1 4.8	15 71.4
静岡県	64	2 3.1	46 71.9	1 1.6	2 3.1	13 20.3
愛知県	65	3 4.6	58 89.2	2 3.1	5 7.7	-

表9 都道府県ごとの宗教施設と協定や協力関係の内容（複数回答）（続き）

都道府県	全 体	指定 緊急 避難 場所	指定 避難 所	遺 体 安 置	そ の 他	無 回 答
三重県	46	28 60.9	18 39.1	-	-	-
滋賀県	4	2 50.0	2 50.0	-	-	-
京都府	101	47 46.5	67 66.3	-	4 4.0	-
大阪府	34	18 52.9	9 26.5	8 23.5	2 5.9	-
兵庫県	30	19 63.3	12 40.0	-	-	-
奈良県	19	17 89.5	2 10.5	-	-	-
和歌山県	110	56 50.9	88 80.0	-	-	3 2.7
鳥取県	4	-	2 50.0	-	-	2 50.0
島根県	22	22 100.0	9 40.9	-	-	-
岡山県	31	15 48.4	17 54.8	-	-	-
広島県	39	10 25.6	14 35.9	-	-	15 38.5
山口県	46	36 78.3	23 50.0	-	-	-
徳島県	27	27 100.0	-	-	-	-
香川県	10	1 10.0	9 90.0	-	-	-
愛媛県	17	-	15 88.2	-	2 11.8	-
高知県	36	3 8.3	33 91.7	-	-	-
福岡県	38	36 94.7	-	-	2 5.3	-
佐賀県	2	2 100.0	-	-	-	-
長崎県	57	57 100.0	-	-	-	-
熊本県	9	9 100.0	-	-	-	-
大分県	9	8 88.9	1 11.1	-	-	-
宮崎県	4	2 50.0	2 50.0	-	-	-
鹿児島県	19	2 10.5	12 63.2	-	-	5 26.3
沖縄県	4	3 75.0	1 25.0	-	-	-

※ 総数は施設の総数であり、1つの施設で複数のカテゴリーに所属する場合がある。

※ %は、施設の総数を分母としている

宗教施設との災害時協力協定や災害時協力関係について回答（複数回答）があった内容について、都道府県ごとにまとめたのが表9である。「避難所」には、指定避難所のほか、津波の発生やその恐れのある場合の一時避難施設としての使用協力、災害時、避難所として使用などが含まれ、「避難場所」には指定緊急避難場所のほか、火災や地震などの際に避難する屋外の場所が含まれる。「その他」には帰宅困難者の受け入れ施設、支援物資の供給拠点、ボランティア活動拠点、炊き出し場所の提供、車両避難の場所の提供などが含まれる。

表7で注目した東京都や神奈川県では「その他」が多い<sup>(17)</sup>。他の都道府県の「その他」にはあまり見られない帰宅困難者の一時滞在施設として宗教施設があげられている。

#### 4. まとめ

前回の調査からの5年間で、宗教施設と災害時協力の協定を結んでいる、あるいは協力関係にある自治体は329から418に増え、27.1%の増加である。同じく指定避難所、指定緊急避難場所、あるいは、福祉避難所等になっている宗教施設数も2,065から2,999に増え、45.2%の増加である。これらの調査は全国の基礎自治体の全数のおよそ3分の2が回答しているため、全国で災害時に利用される宗教施設数はおよそ4,500と推定した。指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所等のデータを全国の自治体オープンデータや個別に各基礎自治体から収集し登録している災救マップに登録されている各種避難所となっている宗教施設は4,551あり、ほぼ推定と一致するため、全国で自治体との何らかの協力関係のもとに災害時に避難場所や避難所等として利用される宗教施設の数約4,500であると言える。

頻発する自然災害に避難所が不足する状況下で、自治体が寺社教会などの宗教施設と災害時協力や協定締結が増加している実態が明らかになった。東日本大震災をはじめ多くの災害とコロナ禍を経験し、南海トラフ巨大地震、首都直下型地震、頻発する水害への対応における連携を模索してきた成果と言えよう。

宗教施設との災害時協定を結んでいる自治体は、人口の多い都市部の自

治体に多い傾向にあることが明らかになった。都市部で緊急避難場所や避難所が不足しているので、宗教施設などにも協力を要請していると言える。南海トラフ巨大地震で大きな被害が予想される市町村では 4 割弱で避難所が不足し、収容能力の不足は少なくとも 53 万人に上る<sup>(18)</sup>。令和の時代、残念ながら南海トラフ巨大地震や首都直下巨大地震が発生する可能性は極めて高い。このような大災害が発生すれば行政の力だけでは足りない。宗教施設の災害時協力は社会的要請である。

宗教施設と何らかの災害時協力関係がある自治体数は、この 5 年間で 329 から 418 に増加していると考えられ、増加率は 27.1%であった。しかしながら 418 自治体は、全自治体の 24.0%に過ぎない。協定を結んでいないし、協力関係もなく、検討もしていない自治体は 787 で 7 割近くを占める。まだまだ多くの自治体が、宗教施設との災害時協力を考えるべきであろう。

寺社は歴史的建造物であるところも多く、耐震を心配する声も聞く。実際に、さまざまな大災害によって宗教施設が倒壊しているというのも事実だ。一方で、行政が指定した体育館や小学校も地震や水害で被災し、避難所として活用できないということも頻発している。自治体任せではなく、地域住民が皆で確認をしながら減災を進めて行く必要がある。

寺社等宗教施設が災害時に危険なところ、ハザードマップにある浸水被害や土砂災害が想定されるような地域にある場合には、まず住職や宮司など寺社等宗教施設の管理者が率先避難をするということも大切な災害時協力だ。住職や宮司たちが檀家や氏子、地域の人たちに「この豪雨で警報がでている。ここも危ないから、私たちもこれから避難する。皆さんも避難してください」と声をかけながら安全な場所にある指定緊急避難場所に避難をする。その率先避難行動が地域の人たちの命を守ることになる。

また、東京都や神奈川県自治体では帰宅困難者の一時滞在施設として宗教施設があげられている。その他の府県でも遺体安置施設として宗教施設を挙げている例も見られた。宗教施設を指定避難所や緊急避難場所に指定することだけでなく、帰宅困難者の滞在施設や遺体安置の施設としての利用もより進めることができればよいのではないかと考えられる。

寺社等宗教施設と自治体の災害時協力の輪は確かに広がっている。しかし、完璧な防災システムは無い。日頃からの備えを継続していくことが必要であろう。

## 謝辞

本研究は、大阪大学次世代社会価値創造拠点事業の支援を受けたものである。

## 註

- (1) e-GOV 法令検索の災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)を参照。  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000223/> (2025年1月27日閲覧)。
- (2) 「中之郷町地区防災計画」平成27年度版  
<https://okazaki-bousai-portal.transmod.jp/file/attachment/767.pdf> (2025年1月28日閲覧)。
- (3) 「上町地区防災計画」令和3年修正  
[https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/pdf/06\\_004\\_07.pdf](https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/pdf/06_004_07.pdf)  
(2025年1月28日閲覧)。
- (4) 足立区「地区防災計画策定の手引き《地震編》《水害編》」(公開日:2019年11月21日 更新日:2021年8月4日)  
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/saigai/20191118.html> (2025年1月28日閲覧)。
- (5) e-GOV 法令検索の災害救助法(昭和三十二年法律第百十八号)を参照。  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000118> (2025年1月27日閲覧)。
- (6) 朝日新聞デジタル 2020年9月23日「台風10号、383の避難所で人数超え コロナ禍原因か」  
<https://digital.asahi.com/articles/ASN9R7602N9RUTIL04Y.html> (2025年1月28日閲覧)。
- (7) 「文部科学委員会 会議録」(令和4年4月15日)  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009620820220415009.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009620820220415009.htm) (2025年1月28日閲覧)。
- (8) 公益財団法人日本宗教連盟「第6回宗教法人の公益性に関するセミナー:防災・減災、災害時の地域協力 社寺教会施設の活用を考える」  
<https://jaoro.or.jp/archives/2404> (2025年1月28日閲覧)。
- (9) 東京都 知事の動き「東京都宗教連盟理事長らと面会」(平成29年(2017年)9月25日更新)  
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/katsudo/2017/09/21.html> (2025年1月28日閲覧)  
「東京都及び東京都宗教連盟の防災対策連絡会(第5回)の開催について」(2023年05月24日)  
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/05/24/06.html> (2025年1月28日閲覧)。
- (10) 日本経済新聞 2024年1月7日「能登半島地震、元日滞在3割多く避難所満杯物資足りず」  
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF042G80U4A100C2000000/> (2025年1月28日閲覧)。

- (11) 北国新聞 DIGITAL (2024 年 10 月 31 日)「能登、仮設住宅 800 戸で浸水 3 市町、16%が被災」<https://www.hokkoku.co.jp/articles/-/1563414>(2025 年 1 月 26 日閲覧)。
- (12) 筆者らの以下の調査による「宗教施設と行政と市民の連携による減災・見守り：日本学術振興会 科学研究費助成事業 基盤研究(A) 2019 年 4 月 - 2024 年 3 月。
- (13) たとえば指定緊急避難場所でもあり、指定避難所でもあるような重複する箇所があるため、「延べ」という表現を用いている。
- (14) 災救マップは未来共生災害救援マップの略称で、大阪大学が開発し、一般社団法人地域情報共創センターが社会実装を推進している。自治体への調査や自治体のオープンデータなどから避難所等のデータを更新しており、2024 年 12 月 10 日現在の登録状況で各種避難所となっている宗教施設が 4,551 であった。
- (15) たとえば一つの自治体で指定緊急避難場所と指定避難所の両方を指定している場合もあるため、全体の合計は表 5 の 312 よりも多い 354 となっている。
- (16) 今回の回答で 1 つも宗教施設を指定緊急避難場所にしていない自治体は、埼玉県、富山県、福井県、滋賀県、熊本県、沖縄県の 6 県であったが、災救マップのデータを調べると、埼玉県は 14 宗教施設、福井県 20 宗教施設、熊本県 12 宗教施設が指定緊急避難場所となっていることが分かった。回答の無かった他の自治体でも宗教施設を指定緊急避難場所をしているところがあると考えられる。
- (17) 群馬県も遺体安置とその他がそれぞれ 64 施設と多いが、これは 1 自治体だけがあげた施設であるため、例外として考える。
- (18) 日本経済新聞 2025 年 1 月 16 日「南海トラフ想定地域、避難所不足 53 万人 日経調査」<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE050K90V01C24A2000000/>(2025 年 1 月 28 日閲覧)。

## 参考文献

- 安藤徳明 2016a 「東日本大震災における寺院の避難所開設要因の定量的分析」『宗教と社会貢献』 6(1),pp.1-28.
- 安藤徳明 2016b 「寺院への避難行動に影響を与える要因の分析：いわき市四倉町海嶽寺での調査から」『宗教と社会貢献』 6(2), pp.1-21.
- 稲場圭信・王文潔 2024 「令和 6 年能登半島地震における宗教者の対応」『宗教と社会貢献』 14(2) ,pp.25-32.
- 稲場圭信・川端亮 2020 「自治体と宗教施設・団体との災害時協力に関する調査報告」『宗教と社会貢献』 10(1), pp.17-29.
- 稲場圭信・河野まゆ子 2019 「東京都宗教施設における災害時の受入体制調査報告」『宗教と社会貢献』 9(1), pp.49-61.
- 後藤浩・石野和男・玉井信行・竹澤三雄 2015 「寺院の津波避難場所としての役割に関する考察」『海洋開発論文集』 71(2),pp.1695-1700.
- 佐々木健・中村苑子・勝又英明 2012 「中部地方における寺院の防災対策の実態調査：東日本大震災前・後（2010 年 12 月・2011 年 12 月）の調査を元に」『歴史都市

防災論文集』(6), pp.201-206.

佐々木健・勝又英明 2015 「広域災害時における寺院の利用の実態と緊急避難所・避難所の指定の意向」『日本建築学会計画系論文集』80(716), pp.2221-2229.

佐々木健・斎藤直也・勝又英明 2018 「緊急避難所・避難所の指定の実態と広域災害時の寺院利用の可能性に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』,83(747),pp.877-884.

白木洋平・徳久紗希・北沢俊幸 2020 「地理情報システムを用いた津波発生時における避難場所としての神社の有効性に関する研究」『国際 ICT 利用研究学会論文誌』4(1),pp.10-17.

総務省消防庁 2023 「指定緊急避難場所の指定の促進及び適切な指定について」  
[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230216\\_bousai\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230216_bousai_1.pdf) (2025年1月26日閲覧)

沈一撃・稲場圭信 2021 「都市部宗教施設の避難所活用は可能なのか: 施設の災害対応力と減災への取組に注目する」『災害と共生』4(2), pp.11-23.

内閣府 2021 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(令和3年5月改定)  
[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3\\_hinanjo\\_guideline.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf) (2025年1月29日閲覧)

内閣府 2022 「指定避難所の立地及び防災機能設備等の確保状況に関する調査の結果について」  
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/hinanjosuishin.pdf> (2025年1月26日閲覧)

内閣府防災情報 2024 「指定避難所等の指定状況等の調査結果」  
[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/240717\\_jyoukyou\\_kekka.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/240717_jyoukyou_kekka.pdf) (2025年1月26日閲覧)

茂木友里加・糸井川栄一・梅本通孝 2012 「津波避難施設としての寺院の利用可能性に関する研究—平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における津波被災地域を対象として—」『地域安全学論文集』18,pp.177-187.

山本佑輝・武田文男 2021 「神社仏閣空間の防災拠点としての活用に関する研究」『宗教と社会貢献』11(1), pp.1-29.